

医療的ケアが必要なお子さまの 保育所等入所申し込みにあたっての確認事項

前橋市内の保育所等では、医師が入所及び保育所等での医療的ケアの必要性並びにその実施を認めている場合について、医師による指示・指導の範囲内で、お子さまの医療的ケアを実施します。

保育所等は集団生活の場であるため、児童の安全を確保する観点から、お子さまの健康状態、日常生活の様子、通院・治療の状況、必要な医療的ケアの種類、回数、時間等の詳細を確認した上で、保育所等側の人員配置や環境整備状況も踏まえ、利用が可能であるかを確認・検討する必要があります。

つきましては、保育所等の入所の検討を進めるにあたって、以下の項目をご確認いただき、必要な事項についてご理解・ご協力をいただくとともに、関係機関との情報共有等について同意いただきますようお願いいたします。

【確認項目】

保育所等で集団生活を送ることについて、主治医の許可は得ていますか。

（ はい ・ いいえ ・ 相談していない ）

※主治医の許可がない場合は、保育施設の利用はできません。

現在、お子さまの病状は安定しているか回復傾向にあり、著しい症状の悪化が予見されない状況ですか。（ はい ・ いいえ ）

※著しい症状の悪化や必要な医療的ケアの種類・回数・所要時間の変化があった場合は、保育所等の利用ができない場合があります。

常にバイタルサインの確認（脈拍、呼吸、体温等の生命兆候の確認）が必要でない状況ですか。（ はい ・ いいえ ）

※職員による見守りの範囲内で、他の児童との集団生活が可能ではないと判断された場合は、保育所等の利用ができないことがあります。

感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクは低いですか。

（ はい ・ いいえ ）

※リスクが高い場合は、感染症の流行状況により、保育所等の利用ができない場合があります。

人員配置や環境整備等の条件が整っている施設のみでの受け入れとなります。

※医療的ケアの種類・回数・所要時間の変化があった場合は、保育所等側の受け入れが難しくなる場合があります。

入所を希望する保育所等は、必ずお子さまと一緒に見学してください。見学には、こども施設課職員（必要に応じてこども支援課職員、障害福祉課職員等）が立ち合います。

見学時に、保育所等の職員とこども施設課職員（必要に応じてこども支援課や障害福祉課職員等）で、保育所等での生活上の配慮事項等について、保育所等で対応できること・できないことなどを整理してお伝えしますので、入所申し込みをする際の参考としてください。

主治医意見書や医療的ケア指示書等の作成については、保護者が主治医に依頼し、かかる費用は保護者負担となります。

登園時にお子さまの体調を確認します。体調が悪い場合は保育の利用はできないことをご了承ください。また、お預かり後の体調不良等に対して、問い合わせやお迎えの願いをすることがあります。

医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、保護者等に実施していただくか、保育の利用ができない場合があります。

必要な範囲で利用希望施設や関係機関への情報提供、市の他の機関が所有している個人情報について、共有させていただくことがあります。

年 月 日

上記項目に同意します。

保護者氏名（自署）： _____

児童氏名： _____

住所： _____

連絡先電話番号： _____